

水路や川に

ごみを不法投棄することは犯罪です

ごみを水路、川、道路に捨ててはいけません。

ごみをみだりに捨てることは、**法律で禁止**されており、不法投棄した場合は、「5年以下の懲役、若しくは1000万円以下の罰金又はこれらの併科」に処せられることがあります。**不法投棄は絶対にやめましょう。**



ごみを回収するには大変な時間と労力が必要で、ごみを放置しておくと、更なるごみを招く原因にもつながります。

一般家庭のごみはステーションに出す、会社やお店のごみは業者へ処理を委託するなど、適正に処分して、栃木市をきれいで住みよいまちにしましょう。



栃木市役所 環境課

電話 21-2143